

板橋区私立保育園医療的ケア児保育支援事業費補助金交付要綱

(令和7年3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区私立保育園医療的ケア児保育事業実施要綱(令和7年3月31日決定)(以下「実施要綱」という。)の規定による医療的ケア児保育事業を実施する私立認可保育所に対して補助金を交付することにより、板橋区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)における保育所の安全かつ安心な運営の確保を図り、もって医療的ケア児に対する適切な保育の実施を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、区内において私立認可保育所を運営するものとする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、実施要綱に基づき保育所等が医療的ケア児保育事業を実施するために必要な経費のうち、以下に該当する経費とする。

なお、以下の(1)を基本分とし、以下の(2)から(5)については、(1)に対する加算分として補助する。

- (1) 医療的ケアを行う看護師等の配置に係る給与その他の費用
- (2) 医療的ケア児の保育を行う保育補助者の配置に係る給与その他の費用
- (3) 医療的ケア児の保育に関する職員の研修に係る費用
- (4) 医療的ケア児の保育に必要な備品の整備に係る費用
- (5) 災害発生時に医療的ケア児の安全確保に必要な備品の整備に係る費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助基準額又は補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、板橋区医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)を板橋区長(以下「区長」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を

交付すべきものと決定したときは、板橋区医療的ケア児保育支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、区長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 1の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(承認事項)

第8条 申請者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(決定の取消し)

第9条 申請者が次のいずれかに該当したときは、区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき

2 1の規定は、補助金の交付の決定をした後においても適用する。

(補助金の返還)

第10条 第7条又は第9条の1の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の請求等)

第11条 第6条の規定による通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに板橋区医療的ケア児保育支援事業補助金交付請求書(別記様式第3号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績の報告)

第12条 補助事業者は、区長が別に定める期日までに、板橋区医療的ケア児保育支援事業補助金実績報告書(別記様式第4号)に別表報告書添付書類の欄に掲げる書類を添えて、区長に実績を報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、その報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、板橋区医療的ケア児保育支援事業補助金交付額確定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により確定した補助金の額を超える補助金が既に交付されている場合において、区長からその返還を命じられたときは、速やかに返還しなければならない。

(消費税等に係る仕入控除税額の取扱い)

第14条 補助事業者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により本補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記様式第6号)により速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、申請者が全国的に事業を展開する組織の1支部、1支社、1支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という。)で消費税等の申告を行っているときは、本部等の課税売上割合等の申告の内容に基づき報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3、4条関係)

No.	補助対象経費	補助基準額	添付書類
1	<p>【基本分】 医療的ケアを行う看護師等の配置に係る給与その他の費用</p>	<p>1施設当たり 年額 5,290,000円 ※ ただし、2名以上の医療的ケア児の受入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は、5,290,000円を加算する。</p>	<p>当該看護師等に対する給料等の支払が確認できる書類、契約書等の写し</p>
2	<p>【加算分】 医療的ケア児の保育を行う保育補助者の配置に係る給与その他の費用</p>	<p>1施設当たり 年額 2,170,000円</p>	<p>当該保育補助者に対する給料等の支払が確認できる書類、契約書等の写し</p>
3	<p>【加算分】 医療的ケア児の保育に関する職員の研修に係る費用</p>	<p>1施設当たり 年額 300,000円</p>	<p>契約書、領収書等の写し</p>
4	<p>【加算分】 医療的ケア児の保育に必要な個別対応備品整備費用</p>	<p>1施設当たり 年額 100,000円</p>	<p>契約書、領収書等の写し</p>
5	<p>【加算分】 医療的ケア児の保育に必要な災害対策備品整備費用</p>	<p>1施設当たり 年額 100,000円</p>	<p>契約書、領収書等の写し</p>